

住田町里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年8月6日

住田町長 神 田 謙 一

住田町里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 地域住民が森林所有者、地域外関係者等と協力して実施する里山林の保全管理及び山村地域の活性化に資する取組の促進を図るため、里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和7年3月31日付け6林整森第266号林野庁長官通知。以下「要領」という。）第2に規定する地域協議会（以下「地域協議会」という。）が要領別紙のⅢの第1の(3)に定める事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、住田町補助金交付規則（昭和33年住田町規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び交付額等)

第2条 前条に定める経費は、別表1に掲げる種類ごとに定める交付単価をそれぞれ該当する対象森林の面積等に乗じて得た金額の合計額とする。

- 2 補助金の交付額は、前項に定める金額以内とする。
- 3 補助金の使途は、要領別紙のⅢの第3の(2)のオに定めるところによる。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第3条 規則第6条第1項第1号及び第2号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費の30%を超える減額
- (2) 補助事業の中止又は廃止

(概算払)

第4条 町長は、必要があると認める場合は、補助金の概算払をすることができる。

- 2 地域協議会は、前項に規定する補助金の概算払を請求しようとするときは、住田町里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金事業費補助金概算払請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第5条 規則に定める書類及び提出期日は、別表2のとおりとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第6条 町長は、地域協議会が要領別紙のⅢの第5の2の定めにより国に里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金を返還したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 規則第16条第1項の規定は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合に準用する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行し、令和9年度の補助金から適用する。

(住田町森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業費補助金交付要綱の廃止)

2 住田町森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業費補助金交付要綱(令和2年度住田町告示第49号)は、廃止する。

別表 1 （第 2 条関係）

種類	交付単価
①活動推進費	6,340円（初年度のみ）
②地域活動型 （森林資源活用）	1ha当たり 20,000円（初年度） 19,340円（2年目） 18,670円（3年目）
③地域活動型 （竹資源活用）	1ha当たり 55,340円（初年度） 50,670円（2年目） 46,000円（3年目）
④複業実践型	1ha当たり 31,840円（初年度） 29,340円（2年目） 27,000円（3年目）
⑤機能強化	1m当たり 140円
⑥関係人口創出・維持	年間当たり 8,340円

注 1 ②から④までの交付単価は、活動計画の取組年数に応じるものとする。

注 2 ⑤の延長は、森林調査・見回りを除く。

別表 2（第 5 条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期限
規則第4条の規定による書類	補助金交付申請書	第1号	1部	事業実施の 14日以前
	1 事業計画書	第2号		
	2 収支予算書	第3号		
	3 その他町長が指示する書類			
規則第6条の規定による書類	変更（中止、廃止）承認申請書	第4号	1部	変更（中止、 廃止）の理 由が生じた 日から14日 以内
	1 事業計画書	第2号		
	2 収支予算書	第3号		
	3 その他町長が指示する書類			
規則第13条第1項の規定による書類	補助金請求（精算）書	第5号	1部	事業が完了 した日から 14日以内
	1 事業実績書	第2号		
	2 収支精算書	第3号		
	3 事業実施の写真			
	4 その他町長が指示する書類			